

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成30年12月27日・東京都条例第120号

1 概要

(1) 改正理由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行等を踏まえ、土壤及び地下水の汚染の防止に係る規定を改める必要がある。

(2) 改正内容

ア 土壤汚染の除去等の対策に係る指示又は命令に係る要件を明確化するため規定を改める。

イ 条例の規定に基づく調査等に係る台帳の調製及び公開に関する規定を追加する。

ウ 工場等の廃止時における汚染状況調査の義務を一時的に猶予する規定及び工場等の操業中における自主的な調査等に係る規定を追加する。

エ その他所要の規定整備等を行う。

2 施行日

平成31年4月1日

3 問合せ先

環境局環境改善部化学物質対策課土壤地下水汚染対策担当

直通 03-5388-3473

内線 42-375